

## 5-4 施策の内容

### 5-4-1 自転車走行空間の明確化

#### (1) 既存道路空間における走行環境の整備

早期にかつ効率的に自転車走行空間を整備するために、大きく道路構造を変えずに、既存道路空間において自転車走行空間を明示できる道路から、自転車走行空間の明確化を行います。

具体的には、以降に示す整備方法から、道路幅員、交通量や地域特性などを踏まえて、効果的かつ効率的な施策を選択し、重点地区の整備の考え方に基づき、条件の整った路線から必要な整備を実施します。

#### ①自転車道の整備【早期に進める施策】

現況の車道部分や歩道部分に、縁石・防護柵などで物理的に分離された自転車道を設け、カラー舗装・路面標示・標識や看板などの整備を行うことにより、道路構造を大きく変えずに、自転車の走行空間を整備します。

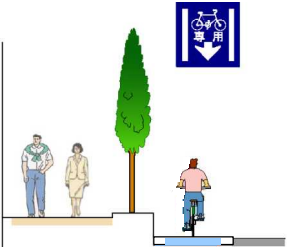
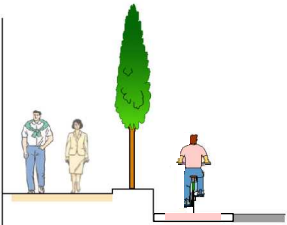

自転車道の整備		整備イメージと事例	
		車道部分における整備	歩道部分における整備
		<p>(山口県周南市)</p>	
		<p>(札幌市新札幌地区)</p>	

資料：自転車利用環境整備ガイドブック（平成19年10月・国土交通省・警察庁作成）を基に作成

図5-5 自転車道の整備イメージ

②路肩における走行空間の明示【早期に進める施策】

カラー舗装・路面標示・標識などの整備を行うことにより、現況の路肩部分に自転車走行空間を明示し、道路構造や交通状況を変えずに、自転車の走行空間を整備します。





路肩部分の走行空間明示		整備イメージと事例	
		通行標識のある明示	
通行標識のない明示		 <p>(岩手県盛岡市)</p>	

資料：自転車利用環境整備ガイドブック（平成 19 年 10 月・国土交通省・警察庁）  
及び東京都資料、世田谷区資料を基に作成

図 5-6 路肩部分の走行空間明示による自転車走行空間の整備イメージ

### ③歩道における走行空間の明示【早期に進める施策】

現況の歩道または自転車歩行者道の車道寄り部分に、カラー舗装・路面標示・標識や看板などの整備を行うことにより視覚的に自転車走行空間を明示し、道路構造を変えずに、自転車の走行空間を整備します。

整備イメージと事例	
歩道部分の走行空間明示	<p>※「自転車通行部分」を指定する場合</p>  <p>道路標示 (普通自転車の歩道通行部分)</p>
	 <p style="text-align: right;">(茨城県水戸市)</p>
	<p>※「自転車通行部分」を指定しない場合</p>  <p>自転車歩行者道 (普通自転車歩道通行可)</p>
	 <p style="text-align: right;">(大阪府東成区)</p>

資料：自転車利用環境整備ガイドブック（平成19年10月・国土交通省・警察庁）  
及び国土交通省資料を基に作成

図5-7 歩道部分の走行空間明示による自転車走行空間の整備イメージ

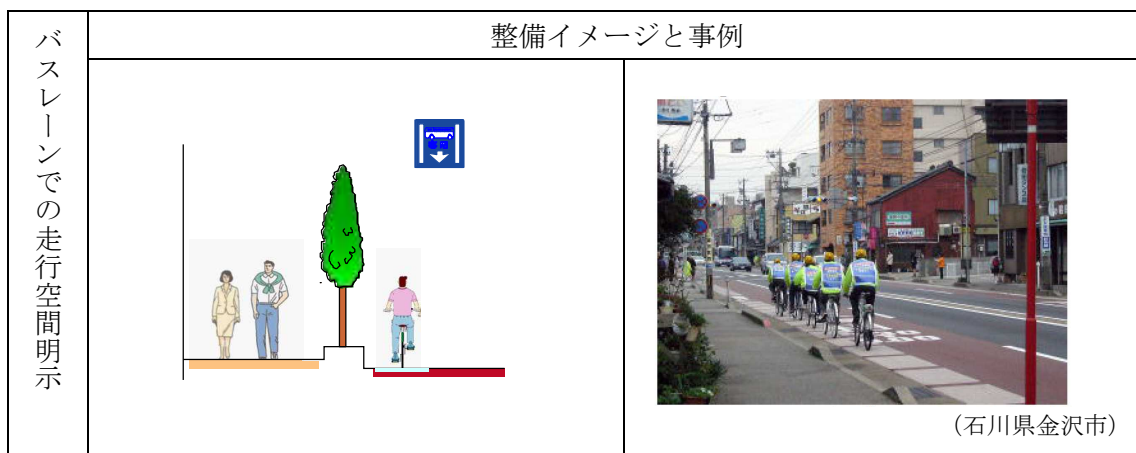
### ④自転車安全利用マップの作成【早期に着手する施策】

自転車を利用する際に安全に走行できる区間（走行空間が整備されている区間）、危険な箇所等を掲載した『自転車安全利用マップ』を作成、配布することで、自転車の安全利用の促進を図ります。

⑤バスレーンにおける走行空間の明示の検討【効果を確認しながら進める施策】

現況のバスレーン（バス専用通行帯またはバス優先通行帯）内の歩道寄り部分に、カラー舗装や路面標示・標識・看板などの整備を行うことにより自転車走行空間を明示し、道路構造や交通状況を変えずに、自転車の走行空間を整備することを検討します。

バスと自転車がレーンを共有する場合、バス停付近におけるバスと自転車の交錯、走行車両からの視認性の低下、規制時間帯の内外での交通状況の変化など、さまざまな課題の発生が懸念されるため、関係者との合意形成に向けて、十分な協議・検討が必要になります。



資料：自転車利用環境整備ガイドブック（平成19年10月・国土交通省・警察庁）及び国土交通省資料を基に作成

図5-8 バスレーンにおける走行空間明示のイメージ

⑥走行空間の確保に向けた既存道路施設の改修検討【効果を確認しながら進める施策】

自転車走行の安全性を向上させるための道路施設（雨水柵の段差解消など）の改修について、必要性の高い路線の選定とともに実施に向けた調査・検討を行います。

改修には多くの費用を要すること、かつ道路構造や除雪などの道路管理のあり方など、実施に向けて十分な調査・検討が必要になります。



資料：(写真左)札幌市資料、(写真右)札幌市自転車利用のあり方検討会議 委員提供資料

図5-9 雨水柵の現状と整備事例（左：現状の雨水柵 右：整備事例）

## (2) 道路空間の再配分による走行環境の整備【効果を確認しながら進める施策】

道央圏都市交通マスタープランにおいて、今後は地域毎の交通状況に応じ、自動車重視の考えから転換し、有効に道路空間を再配分していく方針が示されています。

そのため、既存の道路空間において、自転車走行空間を確保することが難しく、かつ自転車専用走行空間の必要性が極めて高い路線・区間においては、道路全体の幅員を変えずに、車道の一部を自転車走行空間として独立させるなど、道路空間の再配分による走行環境整備が可能かどうかについて検討します。また、新たに道路を新設する場合には自転車走行空間の整備について検討します。

道路空間の再配分による自転車走行空間の整備方法としては、車線を減らすことにより自転車レーンや自転車道を整備する場合や、車線を減らし歩道を拡幅し、自転車走行位置の明示を行う場合が考えられます。

具体的な整備にあたっては、自動車の駐停車需要にも配慮するとともに、路線毎の使い分け等についても検討します。

なお、道路空間の再配分による区画線や専用通行帯の見直しなどについては、地域との合意や交通関係機関との協議が必要となるため、施策実施に向けては十分な調査・検討が必要になります。

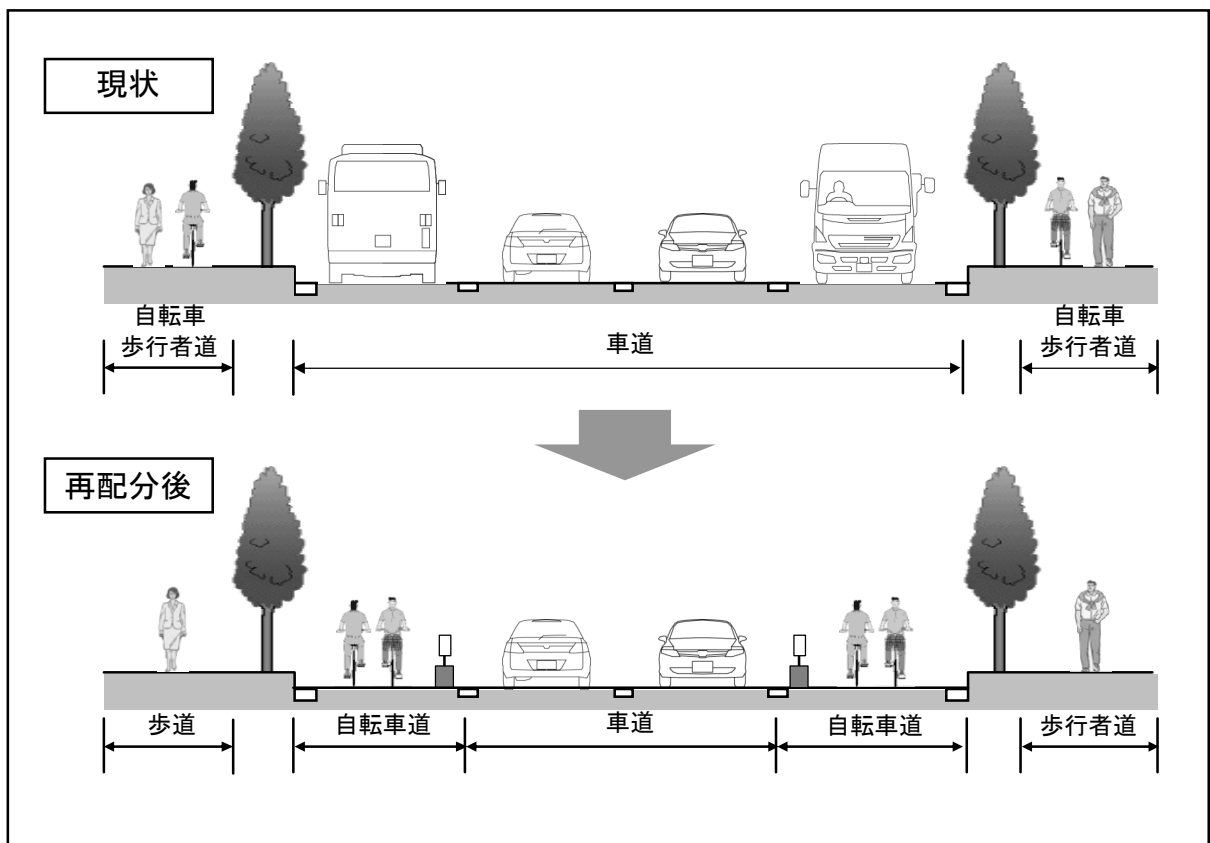


図 5-10 道路空間の再配分による走行環境整備イメージ